

## 西紋別地域における医療の広域化検討協議会設置要綱

(設置の目的)

第1条 地域住民が将来にわたり良質な医療を受けられ、健康で安心な生活を保つことができる医療環境の構築を目指し、西紋別地域5市町村、北海道及び紋別医師会等の連携協力のもとに地域医療の広域化の実現に向けて検討協議するため、西紋別地域における医療の広域化検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(検討、協議事項)

第2条 協議会は次の事項について検討、協議を行う。

- (1) 西紋別地域5市町村及び北海道で構成する「広域連合」による医療提供システム
- (2) 圏域の医療体制・機能の方向性
- (3) 医師確保の方向性
- (4) 医療機関相互の広域連携の取組み
- (5) その他

(構成員)

第3条 協議会は次に掲げる者で構成する。

- (1) 紋別市長、滝上町長、興部町長、雄武町長、西興部村長
- (2) 滝上町国民健康保険病院長、興部町国民健康保険病院長、雄武町国民健康保険病院長、西興部村厚生診療所長
- (3) 紋別医師会長
- (4) 道立紋別保健所長
- (5) 道立病院管理局長
- (6) 道立紋別病院長

2 協議会に作業部会を設置することとし、次に掲げる者で構成する。

- (1) 紋別市保健福祉部長、紋別市健康推進課長、滝上町保健福祉課長、興部町福祉保健課長、雄武町保健福祉課長、西興部村住民課長
- (2) 滝上町国民健康保険病院事務長、興部町国民健康保険病院事務長、雄武町国民健康保険病院事務長
- (3) 紋別医師会事務長
- (4) 道立紋別保健所次長
- (5) 道立病院管理局主幹
- (6) 道立紋別病院事務長、庶務課長

(協議会の会長等)

第4条 協議会に会長を置き、作業部会に部会長を置く。

- (1) 協議会の会長は、紋別市長を充てるものとする。
- (2) 会長を補佐するため、会長の指名により副会長を置くことができる。
- (3) 会長は、必要に応じ、協議会に構成員以外の者をオブザーバーとして出席を求めることができる。
- (4) 作業部会の部会長は紋別市保健福祉部長を充てるものとする。
- (5) 部会長を補佐するため、部会長の指名により副部会長を置くことができる。
- (6) 部会長は、必要に応じ、作業部会に構成員以外の者をオブザーバーとして出席を求めることができる。

(会議)

第5条 協議会、作業部会の会議は、必要に応じて会長が召集する。

- (1) 協議会の議長は、会長をもって充てる。
- (2) 作業部会の進行は、部会長が行う。
- (3) 会長は、必要に応じて関係者等に会議及び作業部会への出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会及び作業部会の事務を処理するため、紋別市に事務局を置く。

- 2 事務局職員は、紋別市及び北海道から派遣した職員をもって充てる。
- 3 事務局に必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第7条 協議会に要する経費は、必要な都度協議し決定するものとする。

- 2 協議会の財務等に関し必要な事項は、会長の属する市町村の例により、会長が別に定める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。